



平成29年5月26日

各 位

会 社 名 東京急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 野本 弘文
(コード番号 9005 東証第1部)
問合せ先 財務戦略室 主計部
主計課長 小田 克
(TEL 03-3477-6168)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月26日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の当社第148期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社としても、投資単位の引き下げは株式の流動性を高め、より多くの投資家が投資しやすい環境を整えるための有効な施策の一つであることから、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年8月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年8月1日をもって、同年7月31日の最終の株主名簿に記録された株主さまの所有株式について、2株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	1,249,739,752株
併合により減少する株式数	624,869,876株
併合後の発行済株式総数	624,869,876株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は2倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

なお、本株式併合に伴い、平成29年5月12日に公表いたしました平成30年3月期の配当予想を修正いたしますが、この修正は株式併合に伴い、1株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。

詳細につきましては、本日別途開示の「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	82,191名（100.0%）	1,249,739,752株（100.0%）
2株未満	856名（1.0%）	856株（0.0%）
2株以上	81,335名（99.0%）	1,249,738,896株（100.0%）

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式を所有されている株主さま856名（所有株式数の合計856株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、添付資料『（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合

に関するQ&A』に記載の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年8月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（2分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年8月1日付）
18億株	9億株

(7) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. (1) 変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条（単元株式数）を変更するとともに、「2. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分）

現 行	変 更（案）
（発行可能株式総数） 第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>18億株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>9億株</u> とする。
（単元株式数） 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	（単元株式数） 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 26 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 8 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 8 月 1 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 8 月 1 日 (予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日は平成 29 年 8 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 7 月 27 日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社としても、投資単位の引き下げは株式の流動性を高め、より多くの投資家が投資しやすい環境を整えるための有効な施策の一つであることから、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、投資単位（1単元株式の購入金額）について、中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動等の他の要因を除けば、株主さまがご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主さまがご所有の当社株式数は併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は2倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

Q 5 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5 株主さまが所有する当社株式数は株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（2株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q 6 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6 株式併合後の株主さまのご所有株式数は、平成29年7月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主さまのご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	1,000株	10個	なし
例②	1,505株	1個	752株	7個	0.5株
例③	1,000株	1個	500株	5個	なし
例④	700株	なし	350株	3個	なし
例⑤	109株	なし	54株	なし	0.5株
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.5株

※ 株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例②⑤⑥のような場合）はすべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金に関するご案内については、平成29年10月下旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が1株のみの場合（上記の例⑥の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7 株主併合後も、単元未満株式の買増しや買取りはしてもらえますか。

A7 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A8 特に必要なお手続きはございません。

Q9 今後のスケジュールを教えてください。

A9 具体的なスケジュールは、以下のとおり予定しております。

平成29年6月29日	定時株主総会
平成29年7月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年7月27日	100株単位での売買開始日
平成29年8月1日	単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日
平成29年10月下旬頃	端数株式処分（買取）代金の支払開始

Q10 株主優待については、どうなるのでしょうか。

A10 株主優待については、株式併合の割合に応じて優待基準株式数を変更するとともに、200株以上500株未満（株式併合後の株式数）の優待基準を新設するほか、12,000株以上（株式併合後の株式数）ご所有の株主様において、事前申請により株主優待乗車証（電車全線パスもしくは電車・バス全線パス）もしくは東急ホテルズツインルーム宿泊券を選択できる制度を新設いたします。詳細は本日別途開示しております「株主優待制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してのお問い合わせ、並びに単元未満株式の買取制度及び買増制度その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 平日 9時～17時

以 上